

# 宇部市小・中学校事務共同実施会設置要綱

宇部市教育委員会

## 1 設置目的

宇部市立小・中学校（以下「小・中学校」という。）における拠点校及び連携校の校長、事務職員を中心に、宇部市教育委員会及び小・中学校の教職員と連携した組織を編成し、共同実施事業を推進することにより、学校運営の円滑化を図り、学校教育の支援を行う。

## 2 組織

小・中学校に所属する校長及び事務職員で構成する。

（別紙 組織図参照）

### (1) 拠点校

拠点校の構成及び業務については、「学校事務の共同実施要綱」による。

### (2) ブロック

① ブロックは次に掲げる者で構成し、小・中学校を4ブロック（東部、中東部、中西部、西部）に分け、共同実施事業の具体的な取組を円滑に行う。

ア 拠点校、連携校の校長

イ 拠点校の事務長、運営責任者

ウ 拠点校、連携校の事務職員

② ブロックにブロック長を置く。

ア ブロック長は、ブロック代表校の校長を充てる。

イ ブロック長は、ブロックを代表し、その円滑な運営を図る。

③ ブロック長は、必要に応じ会長が招集した協議会に参加し、その主宰のもとに必要な事項について協議する。

ア ブロック共同実施会の運営に関する事項

イ ブロック共同実施会の実施計画に関する事項

ウ ブロック、その他共同実施会に関する事項

④ ブロックにブロック責任者を置く。

ア ブロック責任者は、ブロック代表校の事務職員を充てる。

イ ブロック責任者は、ブロックを代表し、その円滑な運営（拠点校との連絡調整、ブロック内の連絡調整、会の運営等）に努める。

⑤ ブロック内において、中学校区ごとに中学校区共同実施会を行う。

### (3) プロジェクト班

① プロジェクト班は、次に掲げる者で構成し、共同実施事業における重点的な実施内容の推進に向けた取組を行う。

ア 拠点校の事務長、運営責任者

イ 拠点校、連携校の事務職員の代表者

② プロジェクト班に班長を置く。

ア 班長は、統括長が指名する。

イ 班長は、班の円滑な運営を図る。

## 3 運営

(1) ブロック共同実施会における業務の具体的な取組は、運営責任者及びブロック責任者を中心として事務職員が行い、指導助言はブロック長又は会場校校長並びに総括長が行う。

(2) ブロック共同実施会の開催は、原則として年1回とする。ただし、実施内容の早急な取組が必要な場合においては、統括長及び各ブロック長の了承を得たうえ、開催することができる。

(3) 中学校区共同実施会の開催は、学期1回程度とする。

(4) 全体共同実施会の開催は、年3回程度とする。なお、実施内容の早急な取組が全市的に必要な場合においては、統括長及び事務局長の了承を得たうえ、開催することができる。

(5) 全体共同実施会（研修を含む）の企画・運営は、総括長及び運営責任者、指導助言は統括長又は事務局長が行う。

(6) プロジェクト共同実施会は、統括長及び事務局長の了承を得たうえ、必要に応じて開催する。

## 4 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、その都度協議して定める。

### 付 則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

この要綱は平成24年4月1日から施行する。

この要綱は平成25年4月1日から施行する。

この要綱は平成26年4月1日から施行する。

この要綱は平成27年4月1日から施行する。

この要綱は令和3年4月1日から施行する。